

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇選管告示 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の期日
鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の選挙長、職務代理者
鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の投票用紙の様式仮投票封筒 不在者投票封筒におすべき印
鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の選挙会の場所、期日
◇選挙長告示 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の立会人のくじを行う場所、日時

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法第三十三条第一項の規定に基き、鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙を昭和三十三年八月八日に執行する。

なお、選挙をすべき委員の数は七人である。

昭和三十三年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和三十三年八月八日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

昭和三十三年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 職名	住 所	氏 名
選挙長	鳥取市賀露町一、四八四	網師 銀藏
職務代理者	東伯郡赤碓町大字赤碓二〇八	岩崎 秀雄

二 選挙長の職務場所

鳥取市東町九九 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和三十三年八月八日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙の投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を、それぞれ次のとおり定める。

昭和三十三年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

投票用紙の様式

○ ちゆう 意い 注

- 一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと
- 二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと

しめい名
の氏より
のし称
しやのし
ほしやの
候補者
の氏名
候補者
の氏名
(名)

鳥取海区漁業調整
委員会委員選挙投票

市(町)村選
挙管理委
員会 印

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和三十三年八月八日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十三年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 場所 鳥取市東町九九

鳥取県選挙管理委員会事務局

二 日時 昭和三十三年八月十二日 午後一時

鳥取海区漁業調整委員会委員
選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第一号

昭和三十三年八月八日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙の選挙立会人の届出が十人を超えた場合における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十三年七月二十四日

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長

網 師 銀 蔵

一 場所 鳥取市東町九九

鳥取県選挙管理委員会事務局

二 日時 昭和三十三年八月六日 午後二時